

太田市いじめ防止基本方針

目指す姿

**子どもが安心して、安全に楽しく学べる学校
子どもが自分の力を思う存分発揮できる学校
保護者や地域から信頼される学校**



令和7年 1月 改訂

太田市

目次

I 「太田市いじめ防止基本方針」策定の意義及び基本的な方向

- 1 「太田市いじめ防止基本方針」策定の意義
- 2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え
- 3 いじめ防止等のための組織
- 4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

II 基本理念

- 1 いじめに対する基本認識
- 2 未然防止に向けて
- 3 早期発見に向けて
- 4 解消に向けて

III 学校支援のための取組

- 1 目的
- 2 取組

IV 家庭や地域との連携

- 1 目的
- 2 取組

V 関係部局及び関係機関との連携

- 1 目的
- 2 取組

VI インターネットを通じて行われるいじめの対応

- 1 目的
- 2 取組

VII 重大事態への対応

- 1 目的
- 2 取組

VIII 取組の評価

- 1 目的
- 2 取組

Ⅰ 「太田市いじめ防止基本方針」策定の意義及び基本的な方向

1 「太田市いじめ防止基本方針」策定の意義

学校は、児童生徒が安心して学校生活を送り、本来もっている力を十分に発揮する場でなければならない。しかし、いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、安心して自分の力を発揮できないばかりか、命に関わる重大な事態を引き起こしかねない問題となる。また、最近では、インターネットを介した「ネット上のいじめ」等が発生し、その対処に大変苦慮している現状である。

いじめの問題は、学校だけで解決できるものではない。学校や家庭、地域及び関係機関が緊密に連携し、その解決に向けて組織的に取り組む必要がある。そして、何より、児童生徒が自らいじめのない学校をつくろうとする強い意識をもち、それを実践に結び付ける自主的な態度をもつことが肝要である。

そこで、太田市は、いじめ防止等の対策を総合的、効果的に推進するため、国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止のための基本的な方針」、県の「群馬県いじめ防止基本方針」を受け、「太田市いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

(1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に思う存分取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすこと。

※いじめは一人一人の問題。子どもにとって安心、安全な学校をみんなで作る。

(2) いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されざる行為であるということについて、全ての児童生徒が十分に理解できるようにすること。

※いじめをしない、させない、許さない。いじめ防止の大切さが分かる子どもを育てる。

(3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、そのことを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他関係機関が連携し、いじめの問題を克服すること。

※いじめられた子どもを何が何でも守り抜く。そのために関係する大人の英知を結集する。

3 いじめ防止等のための組織

「いじめ問題対策連絡会議」の設置については、「太田市青少年問題協議会」をもってこれに充てる。また、太田市教育委員会の附属機関として「太田市いじめ問題専門委員会」(法第30条第3項)を設置する。

4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

太田市は、毎年「太田市いじめ防止基本方針」の見直しを行い、必要と認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

II 基本理念

1 いじめに対する基本認識

—いじめの定義—

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法より）

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題である。また、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめに関係した全ての児童生徒が、教育的配慮のもと、人格成長ができるように毅然とした態度で取り組む。

2 未然防止に向けて

全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止対策を講じる。児童生徒が、コミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級づくり、集団づくりを行う。

加えて、児童生徒の成長を支える発達支持的生徒指導を充実させ、互いを認め合える人間関係・学校風土・学級風土をつくる。そのために、いじめを起こさせない児童生徒の自主的、主体的な取組を支援する。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人が気付きにくく、いじめと判断しにくい場合も多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもつ姿勢が大切である。早期発見のために日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。特に、「SOSの出し方教育の推進」及び「SOSの受け止め体制の整備」を進めながら、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらに、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。また、学校が組織としていじめの理解と認識の共有を図り、予兆を察知する力をつけるよう支援する。

4 解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に「いじめ対策組織」による対応を行い、いじめを受けた児童生徒の気持ちに徹底的に寄り添いながら、関係する児童生徒や保護者が納得できる解消を目指す。そのために、いじめの要因についても丁寧に確認する。特に家庭環境や部落問題などがいじめの背景にあるかどうかについて留意する。また、必要に応じて関係機関、専門機関との連携のもとで解決に取り組む。さらに、単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。

III 学校支援のための取組

1 目的

太田市は、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解消に向けた学校の組織的取組を積極的に支援する。

2 取組

(1) 相談体制

- ①教育研究所相談窓口やヤングテレホン等の相談体制を充実させ、窓口の周知を図る。
- ②学校に、「おおたん教育支援隊」「バイリンガル教員・日本語指導員」「介助員」「教育相談員」を配置し、児童生徒が悩みごと等を相談しやすい体制を整える。また、県から配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市費スクールカウンセラーも活用する。

(2) 実態把握

教職員が児童生徒が示す変化やSOSを見逃さないアンテナを高くもつとともに、毎月実施するアンケートを効果的に指導に生かせるよう、実効性のある研修会等を随時開催する。その際には、教職員向け、保護者向けのチェックリスト等を活用する。(平成24年送付済)

さらに「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。

(3) いじめ問題に対する学校評価及び人事評価制度の適切な運用

いじめの有無や発生件数等、結果のみを評価するのではなく、日頃の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう管理職に周知徹底を図る。(定例校長会、定例副校長・教頭会、定期及び臨時の学校訪問等)

(4) 教職員の取組支援

- ①教職員のいじめ問題に関する資質を向上させるため、非行対策委員会、不登校対策委員会(各年3回実施)を開催し、現在問題となっている事例やその対処法を紹介したり、太田警察署生活安全課等の関係機関から講師を招き、その対応についての研修会を開催したりする。特にインターネットを通じて行われるいじめについても効果的な防止策、対応策を講じることができるよう研修の機会を設ける。
- ②2年目の教職員を対象に、年4回の研修会を開催する。その中で特に「教育相談初級技術認定」取得の目標を掲げ、児童生徒理解のための研修を積む。また、その中でいじめ事案も例に挙げ、指導方法を紹介する。
- ③教職員が、児童生徒と向き合い、いじめ防止等に十分に取り組める環境をつくるため、現在導入されているC4t hや一人一台端末の更なる活用促進を図る。
- ④毎学期1回以上、「いじめ防止対策推進法」や各校の「学校いじめ防止基本方針」をもとに研修会を行い、いじめ防止に向けた組織的な対応について研修の機会を設け、報告書の提出を指示する。

(5) 報告を受けた場合の対応

「いじめ一報制」により、報告を受けた際には、詳細な情報を聴き取るとともに、学

校に対して支援を行い、適切な措置を講じることを指示する。

(6) 児童生徒の自主的な取組支援

① 児童会や生徒会が主体となって活動する場の設定

児童会や生徒会において、児童生徒が自発的、自主的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう学校を支援する。また、先進的な取組をしている学校を積極的に紹介する。(太田市いじめ防止こども会議)

② 「いじめ防止ポスター」の配布

太田市教育研究所より、「いじめ防止ポスター」を各学校に配布し、いじめ防止についての意識を喚起する。また、そのポスターを題材に学級活動での話し合い活動等の取組を依頼する。さらに、県のいじめ防止月間を受けた学習が展開できるようにする。

IV 家庭や地域との連携

1 目的

保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有する。したがって、太田市はその保護する子どもがいじめを行わないよう、またいじめを受けた場合、いじめからその子を保護できるよう、家庭の取組を支援する。また、市や学校が行ういじめ防止の取組に対しても協力をお願いする。

地域へは、学校内外のいじめについて子どもを温かく見守る体制づくりを依頼する。

2 取組

(1) 相談窓口の周知

児童生徒や保護者が悩みを相談しやすいように、「太田市教育研究所」等の相談窓口の周知を行う。

(2) 学校・家庭・地域との連携、協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り育むために、PTAはもちろん、学校支援センターや児童クラブ、児童館等との連携を強める。また、「太田市いじめ防止こども会議」にPTAが参加し、大人と子ども双方の視点でいじめ問題について考える機会を設ける。

(3) 地域ぐるみの対策推進の強化

地域の健全育成団体等との連携、協議の場を設けるようにする。

V 関係部局及び関係機関との連携

1 目的

太田市は、いじめの内容に応じて、関係部局及び関係機関との連携を図り、未然防止と迅速な解消を目指す。

2 取組

(1) 太田警察署生活安全課との連携

① 学校警察連絡協議会での情報交換・共有

定期的に会議を開催し、児童生徒の状況や対策について協議する。

- ②生徒指導主任・生徒指導主事との連携
非行対策委員会に生活安全課職員を招き、情報を共有するとともに対応について指導助言を得る。
- ③スクールサポーターとの連携
必要に応じ、スクールサポーターの学校への派遣を警察に依頼し、問題解決に向けた協力を得る。
- ④児童生徒を対象とした講習会の実施
万引防止教室や情報モラルに関する講習会の開催を促し、生活安全課職員やスクールサポーター等を講師に迎え、ネット上のいじめ防止の講演を開催するための支援を行う。

(2) 児童相談所等との連携

学校は、児童相談所にいつでも相談しやすいような体制づくりに努める。必要に応じて、太田市役所子育てそうだん課とも連携を図る。

(3) 法務局との連携

法務局が設置するいじめに関する相談窓口の周知や人権擁護委員と連携した啓発活動を行う。

(4) いじめ防止活動に関わる連携

校長会、副校長・教頭会、PTA連合会、青少年育成推進員連絡協議会、子ども育成団体連絡協議会、スポーツ少年団等と連携して、いじめ防止活動を推進する。

VI インターネットを通じて行われるいじめの対応

1 目的

太田市は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるようにする。

2 取組

(1) 携帯電話・スマートフォン等の使用について

携帯電話については、小・中学生の保護者に対して、「必要なければ持たせない、持たせるなら目的を明確にする」ことを引き続き伝えていく。やむを得ず持たせる場合は、保護者の責任において使用させるとともにフィルタリングの設定をお願いする。スマートフォン等及びインターネットの使用については、家庭での使用ルールを決めるなど、子どもがスマートフォン等やインターネットに関わるいじめに巻き込まれないように保護者に協力をお願いする。

(2) 情報モラル教育の推進

インターネットを通じて行われるいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、児童生徒一人一人がしっかりと情報モラルを身に付けることが肝要である。そのために、情報モラル教育の推進に努める。また、警察や法務局等の関係機関と

の連携を図る。さらに児童生徒が、インターネットに関する危険性を十分理解できるよう保護者やPTA連合会と連携する。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みについては、学校と連携し、必要に応じてモニタリングを行い、情報の把握に努める。また、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。警察や法務局の協力を求める。

(4) 相談体制

児童生徒が悩みを抱え込まないように、メールでの相談窓口も含めて相談しやすい体制づくりに努める。

VII 重大事態への対応

1 目的

太田市は、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止を図る。

2 重大事態に対する平時からの備え

(1) 認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に学校に確認し状況の把握を行う。

(2) 重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う。

(3) 生徒指導事案に関わる指導の記録や、学校と保護者とのやり取り等の記録を作成するよう徹底する。

(4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

(5) 重大事態調査を行うに当たっては、事実関係を明らかにして、太田市教育委員会と学校の対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

3 取組

(1) 太田市教育委員会は、いじめの報告を受けた場合、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。

※「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処する。

(2) 太田市教育委員会は、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

(3) 太田市教育委員会は、その調査を学校の設置者である教育委員会が行う場合、教育委員会は、「太田市いじめ問題専門委員会」を調査を行う組織とし、当該重大事態に

係る事実関係を明確にするために調査を行う。構成メンバーは、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。また、複数の事案が発生した場合であっても対応できるように、調査を学校が行うこともできるように支援する。その場合、学校が主体となり、いじめ対策組織に第三者を加えて第三者委員会を立ち上げることができるように支援する。

- (4) 太田市教育委員会は、重大事態が発生した場合、関係者に対して指導及び支援を行う。また、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。状況により、「群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）」の派遣要請をする。
- (5) 太田市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して調査により明らかになった事実関係について適切に情報を提供する。
- (6) 太田市教育委員会は、市長に調査結果を報告する。

VIII 取組の評価

1 目的

いじめの早期発見、いじめの再発防止の取組について適切な評価をする。

2 取組

いじめの防止等に向けた取組の検証を行い、その改善に努める。